

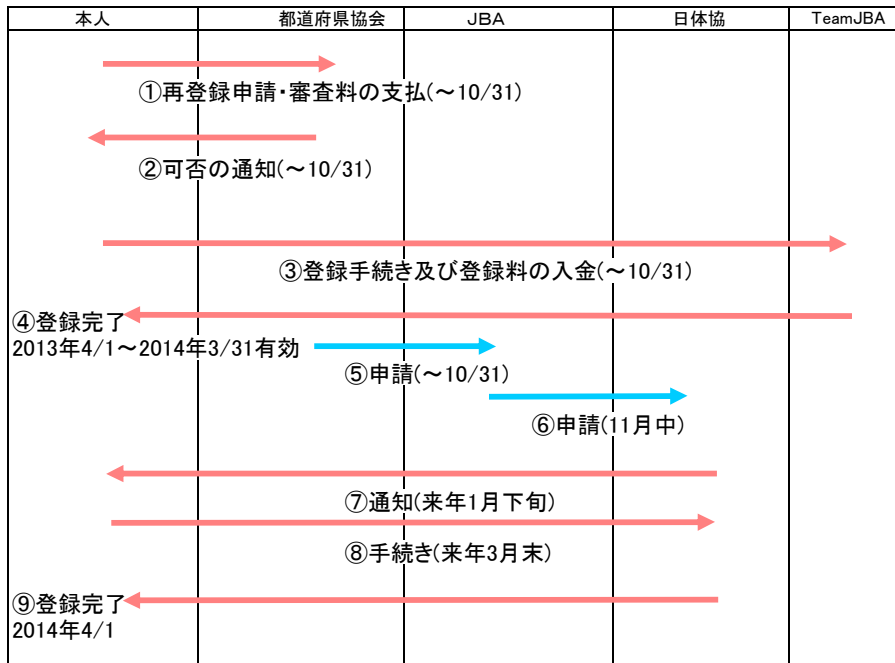
A～C級以上で考えられる3パターン

	JBA	日体協
ア	×	×
イ	×	○
ウ	○	×

ア JBA・日体協ともに資格失効となっている場合
→右図 ①～⑨

イ JBAの資格のみ資格失効となっている場合
→右図 ①～④
JBAの手続きのみとなる

ウ 日体協の資格のみ資格失効となっている場合
→右図 ①②、⑤～⑨
日体協の手続きのみとなる



・9月～10月半ば

再登録申請の周知 (以後、都道府県協会指導者育成委員会)

①本人から所属していた都道府県バスケットボール協会指導者育成委員会へ所定の用紙「再登録申請願」にて申請する。

※日体協資格失効→様式1-A、JBA資格失効→様式1-Bを提出すること失効期間が2年以上の者については再登録審査料が発生する。

JBA資格のみ失効の場合は、都道府県協会へ5000円を、日体協資格失効の場合は2000円を入金させる。差額の3000円は本人が手続き時に直接日体協に支払う

※但し、コーチ登録規程第11条2に該当することが明らかな者の場合は、混乱を避けるために審査料を徴収しないことが望ましい。

※再登録審査料については、当該都道府県協会において、指導者育成事業の必要経費として計上する

②当該都道府県指導者育成委員会は、コーチ登録規程第11条に照らして審査し、可否を本人に伝える。

③都道府県指導者育成委員会は、再登録申請が認められた者に対して、「新規登録」に必要な加入コードを伝え、TeamJBAにて登録手続きを行わせる。
ア・イ→日体協の資格に応じてA～C-2級のいずれか ウ→なし

アについては、「日体協へ申請中」というチェックボックスをチェックさせる。

④登録完了 有効期限は遡り、2013年4/1～2014年3/31が有効となる

⑤都道府県指導者育成委員長は、再登録申請願の下部を記入し、再登録申請可能者のみを取りまとめて日本協会に提出する

⑥再登録申請が認められた者のうち、JBA公認A級コーチの場合は「上級コーチ」、B級の場合は「コーチ」、C-1級の場合は「上級指導員」、C-2級の場合は「指導員」への再登録申請を日本バスケットボール協会が日本体育協会に一括して行う。
※JBA公認D級コーチは、日本体育協会への手続きは不要である。

⑦日体協にて審査の上、再登録の手続きに関する通知が行われる

⑧通知にのっとり、再登録の手続きを行う

⑨⑧の手続き完了後、翌年4月登録が完了となる

日体協の番号がわかったらTeamJBAに入力する。

日体協の手続きを本人が行っていないことが判明した場合は、D級に降格させ、割引分の団体登録料を徴収する。